	第百二十九号第四改訂版	第百七十号	第一号第四改訂版	第四十三号改訂版	第四十一号第五改訂版	第五十一号第三改訂版	第百六十八号	第九十八号第二改訂版	第百十二号第二改訂版	第百十三号第三改訂版	第百四十九号改訂版	第百二十三号第二改訂版	第百四十九号改訂版	第四十五号改訂版	第十九号第五改訂版	第百四十九号改訂版	第百十九号第二改訂版	第百四十九号改訂版	第七号第三改訂版	第五十号改訂版	第百四十八号改訂版
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十七号の騒音防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の二の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十二号の前部霧灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十二号の二の側方照射灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二十三号の車幅灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○